

# 公益社団法人 日本作業環境測定協会による

## 作業環境管理専門家養成講習 開催案内

(令和8年4月版)

### 講習の目的

令和4年5月31日付労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等により、令和6年4月1日から、作業環境測定の結果が第3管理区分となり、設備等の点検を行って再測定をしても第3管理区分である場合に、事業者は「作業環境管理専門家」に意見を求めなければならないこととなりました。

作業環境測定士については、作業環境測定士としてその業務に従事した経験が6年以上ある者、または作業環境測定士としてその業務に従事した経験が4年以上であって、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習のうち同協会が作業環境管理専門家の業務実施に当たり受講することが適当と定めたものをすべて修了した者が作業環境管理専門家として認められます。

このたび、本講習を企画いたしましたので作業環境測定士の皆様へご案内いたします。

なお、作業環境測定士としてその業務に従事した経験が4年以上であってこの講習を修了した者のうち希望する者については、厚生労働省の協力依頼を受けて当協会がウェブサイトに掲載する名簿にその氏名を登載します。なお、作業環境測定士としての業務に従事した経験が6年以上の方のうち名簿登載を希望される方につきましては、この講習の修了が名簿登載に必要ですので受講をお勧めします。

### 1. 開催スケジュール等

日 程	会 場
令和8年6月23日(火) 東京会場	「三田NNホール」三田NNビル地下1階 C+Dスペース (〒108-0014 東京都港区芝4-1-23)
令和8年12月22日(火) 東京会場	「三田NNホール」三田NNビル地下1階 C+Dスペース (〒108-0014 東京都港区芝4-1-23)

### 2. 受講対象者（受講できる方）

次の①又は②の方が対象です。

①作業環境測定士としての業務経験4年以上6年未満で『新任作業環境測定士講習』を修了した方（当協会本部が実施したものに限る。）

※新任作業環境測定士講習のページはこちら

<https://www.jawe.or.jp/training/upskilling/new-working-environment-measurer-training.html>

②作業環境測定士としての業務経験6年以上の方

**なお、測定士としての業務経験が6年以上ある場合は本講習を受講しなくても法令上作業環境管理専門家に該当しますが、当協会が作成・公開する専門家名簿に氏名を登載することを希望される場合は、本講習の受講が必須になります。**

すでに作業環境管理専門家の資格を満たしている方は次の方々です。

- (1) 日測協認定オキュペイショナルハイジニストの資格を有する方、作業環境測定インストラクターの方。
- (2) 6年以上衛生工学衛生管理者としての業務に従事した経験を有する方。
- (3) 労働衛生コンサルタント（試験の区分が労働衛生工学で合格）の方であって、3年以上化学物質又は粉じんの管理に係る業務に従事した経験がある方。

### 3. 受講料（税込み）

一般価格 : 16,500 円（税込）

日測協法人会員価格 : 11,000 円（税込）（※日測協個人会員は一般価格に該当します。）

### 4. テキスト

#### (1) 書籍

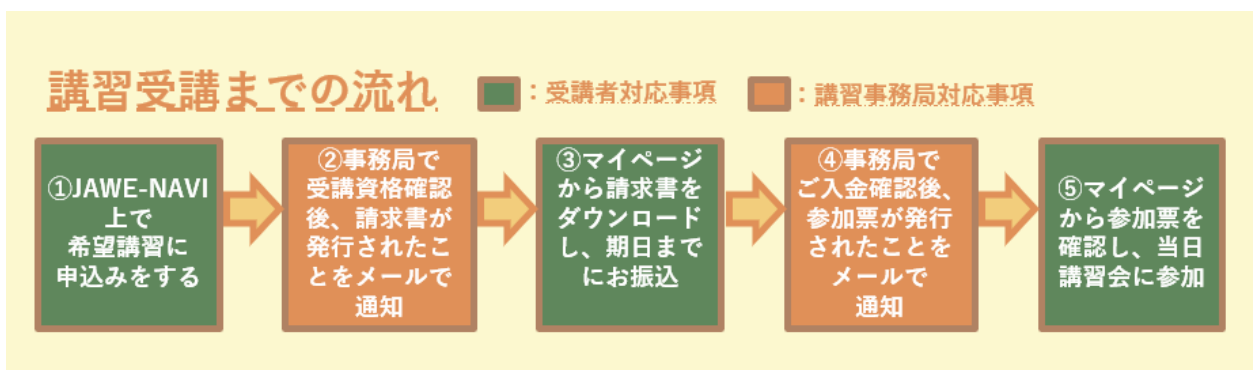
以下の書籍（最新版）を事前にご用意ください。

書籍番号	書籍名
J-118	作業環境管理専門家養成講習テキスト

#### (2) 購入方法

テキスト（書籍）の購入は、当協会 EC サイト（<https://jawe-book.com>）をご利用ください。

### 5. 講習受講までの流れ



お申込みには、JAWE-NAVI の個人利用者アカウントが必要となります。（作成無料）

アカウントの作成から申込みまでの JAWE-NAVI の具体的な操作方法はこちらのページ

（<https://member.jawe.or.jp/>）に掲載の利用者マニュアルをご確認ください。

必要な受講申込書類がすべて提出され受講料の振込みが確認された後、利用者アカウントに登録されたメールアドレス宛に参加票をお送りいたします。受講開始日の5日前になっても参加票が到着しない場合には、[jawe-kousyu@jawe.or.jp](mailto:jawe-kousyu@jawe.or.jp)宛にメールにて必ずお問い合わせください。

### 6. 申込時の必要書類（受講資格証明書類）

受講資格の証明書類として、次表の書類を申込フォームよりアップロードしてください。業務経験年数によって必要書類は異なります。

受講対象者	必要書類
作業環境測定士としての業務経験4年以上6年未満で『新任作業環境測定士講習』を修了した方	①作業環境測定士登録証の両面コピー ②作業環境測定士の業務経験証明書（作業環境測定士登録後の業務経験4年以上であることについての事業場の証明書） ③新任作業環境測定士講習修了証のコピー（令和2年度以降に日測協本部で実施したもの）
作業環境測定士としての業務経験6年以上の方	①作業環境測定士登録証の両面コピー ②作業環境測定士の業務経験証明書（作業環境測定士登録後の業務経験6年以上であることについての事業場の証明書）

※ 実務経験証明書の様式は5ページにあります。

## 7. カリキュラム

講習は、講義講習により行い、講習終了後に修了試験を行い、合格者に後日修了証を発行致します。

科目	講義内容	講義時間等
開場		8:50～
オリエンテーション		9:05～9:15
1.作業環境管理専門家の役割等	1.1 法令改正の趣旨と作業環境管理専門家の職務の概要	9:15～9:45
	1.2 改正条文の内容	9:45～10:15
	1.3 作業環境管理専門家が心得るべき事項	
	1.4 損害賠償責任、専門家の職業倫理	
2.作業環境管理専門家職務の実施に必要な知識	2.1 管理区分と評価値の意味	10:25～11:25
	2.2 作業環境が悪化する原因について	11:30～12:00
	2.3 作業環境改善措置の内容と第3管理区分に対する改善対策の可否の判断	
昼休憩		12:00～13:00
2.作業環境管理専門家職務の実施に必要な知識（続き）	2.3 作業環境改善措置の内容と第3管理区分に対する改善対策の可否の判断(続き)	13:00～13:30
	2.4 改善事例から学ぶ	13:30～14:30
	2.4.1 改善好事例	
	2.4 改善事例から学ぶ	14:40～15:40
2.4.2 改善が困難なケースにどう向き合うか		
3.改善方法の意見等の文書化について	3.1 届出様式の記入例と添付資料及び記入に関する注意事項	15:40～16:40
	3.2 文章の書き方に関する演習	
修了試験(筆記試験)		16:50～17:20 (試験時間 30 分間)

## 8. 講習当日の携行品

- (1) 参加票 電子データ(当日はスマートフォンの画面等をご提示ください)またはプリントアウトしたもの
- (2) 筆記用具 (①鉛筆又はシャープペンシル、②消しゴム、③ボールペン(黒))
- (3) 作業環境管理専門家養成講習テキスト(2ページ「4. テキスト」を参照のうえご用意ください。)

## 9. 修了試験について

修了試験は、マークシート形式により実施いたしますので、必ず鉛筆またはシャープペンシルと消しゴムをご持参ください。なお、**修了試験は講習時間の全時間を受講した者に対して行うものです。**

**遅刻(列車、バス等公共交通機関の遅れによる遅刻も含みます)又は早退した場合は、修了試験の受験資格が失われますので、ご注意ください。**

## 10. 受講の取消

受講者の都合による受講の取消は、次のとおりです。

返金の際、振込手数料を差し引いた額を返金いたします。

キャンセルまたは受講日を変更される場合は、JAWE-NAVI 上の利用者マイページより行ってください。


- |   |     |            |
|---|-----|------------|
| ①受講日の7日前までに受講取消の連絡があった場合                      | ・・・ | 受講料の全額を返金  |
| ②受講日の6～3日前に受講取消の連絡があった場合                      | ・・・ | 受講料の50%を返金 |
| ③受講開始日の前々日、前日および当日に受講取消の<br>連絡があった場合(当日欠席も含む) | ・・・ | 全額返金できません  |

## 11. 免責事項について

火災、地震、水害、落雷その他の天変地異、輸送機関等のサービスの停止、感染症、社会的騒乱、公権力による命令、その他の当協会の責に帰さざる理由によるサービスの停止・中断により講習会を提供できなかった場合、それにより受講者の皆様その他の第三者に生じた損害について、当協会は一切の責任を負いかねますので、予めよろしくご理解をお願いいたします。

## 作業環境測定士の業務経験証明書

(この証明書は、作業環境管理専門家、化学物質管理専門家(以下、「作業環境管理専門家等」という。)として(公社)日本作業環境測定協会が開催する作業環境管理専門家等講習の受講資格を確認するために使用するものです。)

氏名		生年月日	年 月 日生
住所			
作業環境測定士登録年月日 ※1	年 月 日		
作業環境測定士としての業務経験年数 ※2	年 月 から	年 月	合計 年 ヶ月
<p>上記のとおりであることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>事業場所在地</p> <p>事業場名称</p> <p>事業者職名・氏名</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>			

※1 初めて登録した年月日を記載してください。

※2 業務経験年数には、測定士の登録前の業務経験は含みません。名簿は、作業環境管理専門家及び化学物質管理専門家それぞれについて作成しますが、測定士としての業務経験年数により名簿登載のための要件は異なるため、詳細は名簿登載案内書により確認してください。

備考：1. 作業環境測定士の業務とは、デザイン・サンプリング又は分析の業務をいいます。

2. 事業者職名・氏名の箇所の「職印」は、社長・支店長等の職を表す印を押印してください。なお記名押印することに代えて社長・所属事業場長等の直筆による署名(職名と氏名の両方)でも差し支えありません。

# 講習会場

## 三田 NN ホール(三田 NN ビル地下1階)

(〒108-0014 東京都港区芝4-1-23 三田 NN ビル地下1階)

会場 URL (<https://mita-nn-hall.com/access> )



### 交通機関

J R 山手線・京浜東北線 田町駅下車 三田口（西口）より徒歩8分  
都営地下鉄 三田線・浅草線 三田駅下車 A9 出口より徒歩3分

### 「作業環境管理専門家」について

- 令和4年5月31日付けの特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び粉じん障害防止規則の一部改正により、「作業環境管理専門家」が新たに規定されました。
- 作業環境測定士はその経験年数等によりこれらの専門家に該当します。  
ここでは作業環境管理専門家の法令上の役割、どのような場合に作業環境測定士がこれら専門家に該当するのか、などをご説明します。

#### (1)「作業環境管理専門家」の役割

- 事業者からの依頼を受けて、第3管理区分の単位作業場所について「第3管理区分から第1または第2管理区分に改善することの可否」と「改善が可能であると考えられる場合は、改善方法」について意見を述べることです。

第3管理区分の改善の可否  
専門家 について意見を述べる⇒事業者  
改善可能な場合はその方法

#### (2)作業環境管理専門家に該当する者

- 通達により、次のイ～ニの者が作業環境管理専門家に該当します。

- イ 作業環境測定士の業務経験が4年以上であって「新任作業環境測定士講習」と「作業環境管理専門家講習」を修了している者
- ロ 作業環境測定士の業務経験が6年以上である者
- ハ 作業環境測定インストラクター
- ニ 日測協認定オキュペイショナルハイジニスト

注) イの「新任作業環境測定士講習」は、当協会本部が実施している講習に限ります(支部等で実施したものは該当しません。)。イの「作業環境管理専門家講習」とは、当協会が「作業環境管理専門家」の業務を実施するために必要な事項を6時間の講習にまとめたものです。

#### (3)「作業環境管理専門家名簿」の登載要件

- 事業者の便宜等のため、厚生労働省からの依頼を受け、当協会では、「作業環境管理専門家名簿」を作成し、当協会ウェブサイトにて公開しております。
- この名簿は、全国の労働局と産業保健総合支援センターにも共有されます。
- 名簿登載は、本人の希望による申請を受けて行いますが、業務経験が6年以上の測定士については、「作業環境管理専門家講習」の修了が条件となります。  
また、インストラクターは、新たに当協会が実施する中堅作業環境測定士講習γコース(作業環境管理専門家及び化学物質管理専門家の業務実施に必要な6時間程度の講習)を修了することが条件となります。
- 名簿登載の詳細は、当協会ウェブサイトにて掲載しております。

<https://www.jawe.or.jp/experts/environment/>